

京北地域小中一貫教育校検討協議会の傍聴について

1 趣旨

京北地域小中一貫教育校検討協議会（「専門部会」含む。以下「検討協議会」という。）においては、地元やPTA等の代表により、真摯な議論が行われ、その状況については「検討協議会だより」で京北地域全戸へお知らせするとともに、配付資料や摘録については検討協議会事務局である教育委員会のホームページ上で公表し、その内容の公開に努めてきたところです。

さらに今回、検討協議会の会議について傍聴を設定することにより、地域の住民の皆様からより一層多様な御意見を頂戴し御理解をいただきながら、本会の議論の進展につなげるものです。

2 傍聴

検討協議会の会議について、開催日時、場所、予定する議題、傍聴を認める人数（定員）等を事前に事務局（教育委員会）のホームページ上に公表します。傍聴する場合の手続等については、以下の傍聴規定に定めます。

【傍聴規定】

1 傍聴する場合の手続等

- (1) 傍聴については、京北地域にお住まいの方を対象とします。
- (2) 会議の傍聴を希望する方は、会議の開会予定時刻 15 分前までに、会場受付で氏名、住所を記入し、事務局の指示に従って会場に入室して下さい。
- (3) 定員を超える傍聴の申請があったときは、抽選により傍聴者を決定します。
定員は、開催会場ごとに定めます。
- (4) 前項に定めるもののほか、検討協議会代表が必要と認めるときは、傍聴を許可することができるものとします。
- (5) 検討協議会代表は、協議の内容に個人や法人その他の団体等に関する情報が含まれ、会議を公開することにより当事者又は第三者の権利等を害するおそれがある場合、会議の一部又は全部を非公開とすることができます。

2 会議を傍聴する場合の注意事項等

- (1) 会議開催中は静粛に傍聴し、発言や騒ぎ立てる等の行為、また拍手その他の方法等による可否の表明等、議事進行の妨げになる行為は行わないこと。
- (2) 会場において、傍聴者が写真撮影、録画、録音等を行わないこと。
- (3) その他、会議の支障となる行為を行わないこと。
- (4) 傍聴者が以上の注意事項に違反したときは、退場いただきます。